

※本資料はR8.3.30時点での  
内容であり、今後変更が生じる  
場合がございます。

# 建築GX・DX推進事業について

令和8年3月

建築物ライフサイクルカーボン評価（LCCO<sub>2</sub>評価）の実施によるLCCO<sub>2</sub>削減の推進（GX）と建築業界全体の生産性向上の推進（DX）を図るため、建築物のLCCO<sub>2</sub>評価の実施と建築BIMの普及拡大を一体的・総合的に支援する。

## ● 補助要件

### <BIM活用型>

- 次の要件に該当する建築物であること
  - ▶耐火/準耐火建築物等 ▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあっては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

### <LCCO<sub>2</sub>評価実施型>

- LCCO<sub>2</sub>評価算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）
  - 国土交通省等による調査に協力すること
- ※ BIMモデルを作成した上でLCCO<sub>2</sub>評価を行う場合は、BIM活用型、LCCO<sub>2</sub>評価実施型のいずれの要件も満たすこと

## ● 補助額等

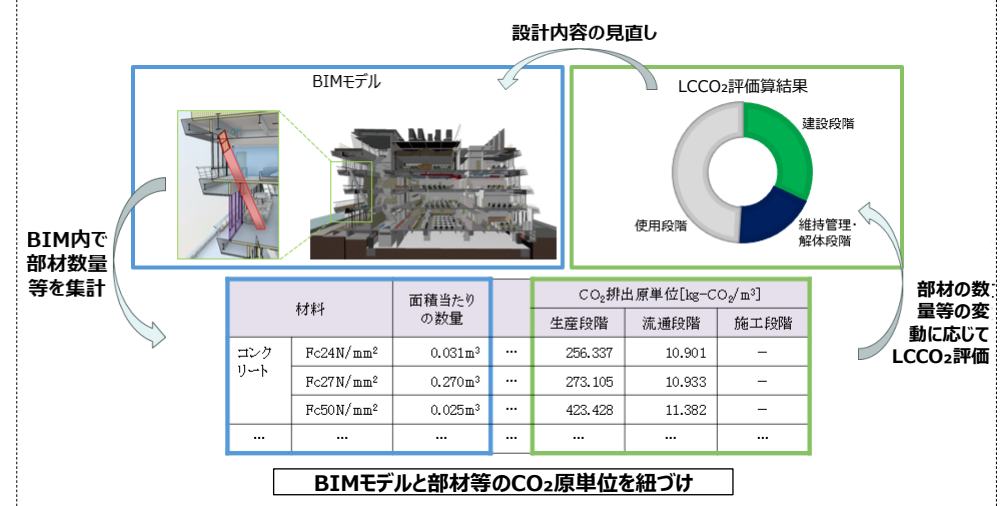
### <BIM活用型>

- 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

### <LCCO<sub>2</sub>評価実施型>

- LCCO<sub>2</sub>評価の実施に要する費用について、上限額以内で定額補助
  - BIMモデルを作成せずにLCCO<sub>2</sub>評価を行った場合：650万円/件
  - BIMモデルを作成した上でLCCO<sub>2</sub>評価を行う場合：500万円/件
- ※ LCCO<sub>2</sub>評価に必要なCO<sub>2</sub>原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算

### <BIMモデルを活用したLCCO<sub>2</sub>評価の実施イメージ>



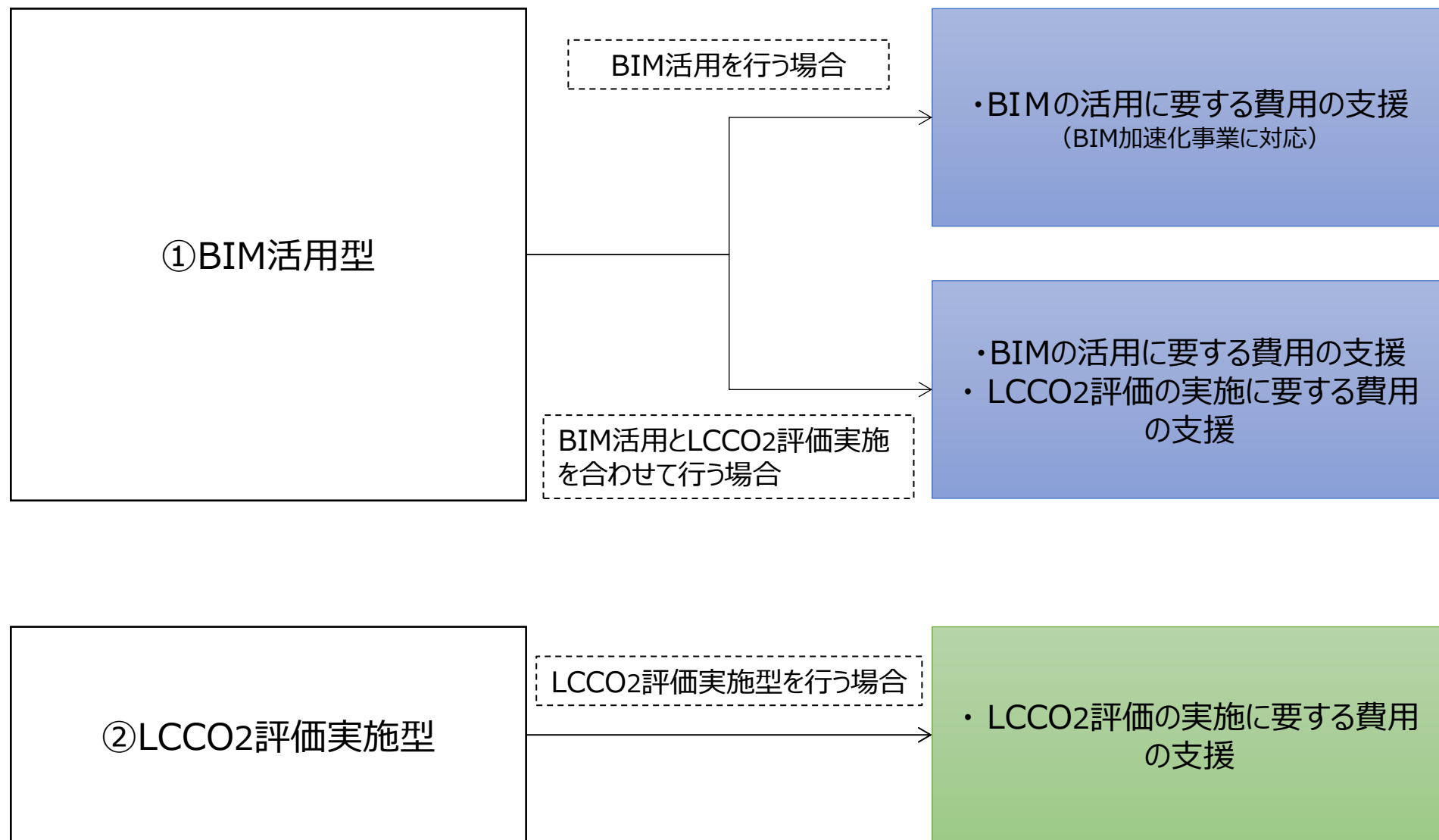
# 令和7年度事業からの主な変更点について【P】

赤字・黄色マーカー：R7事業からの主な変更点

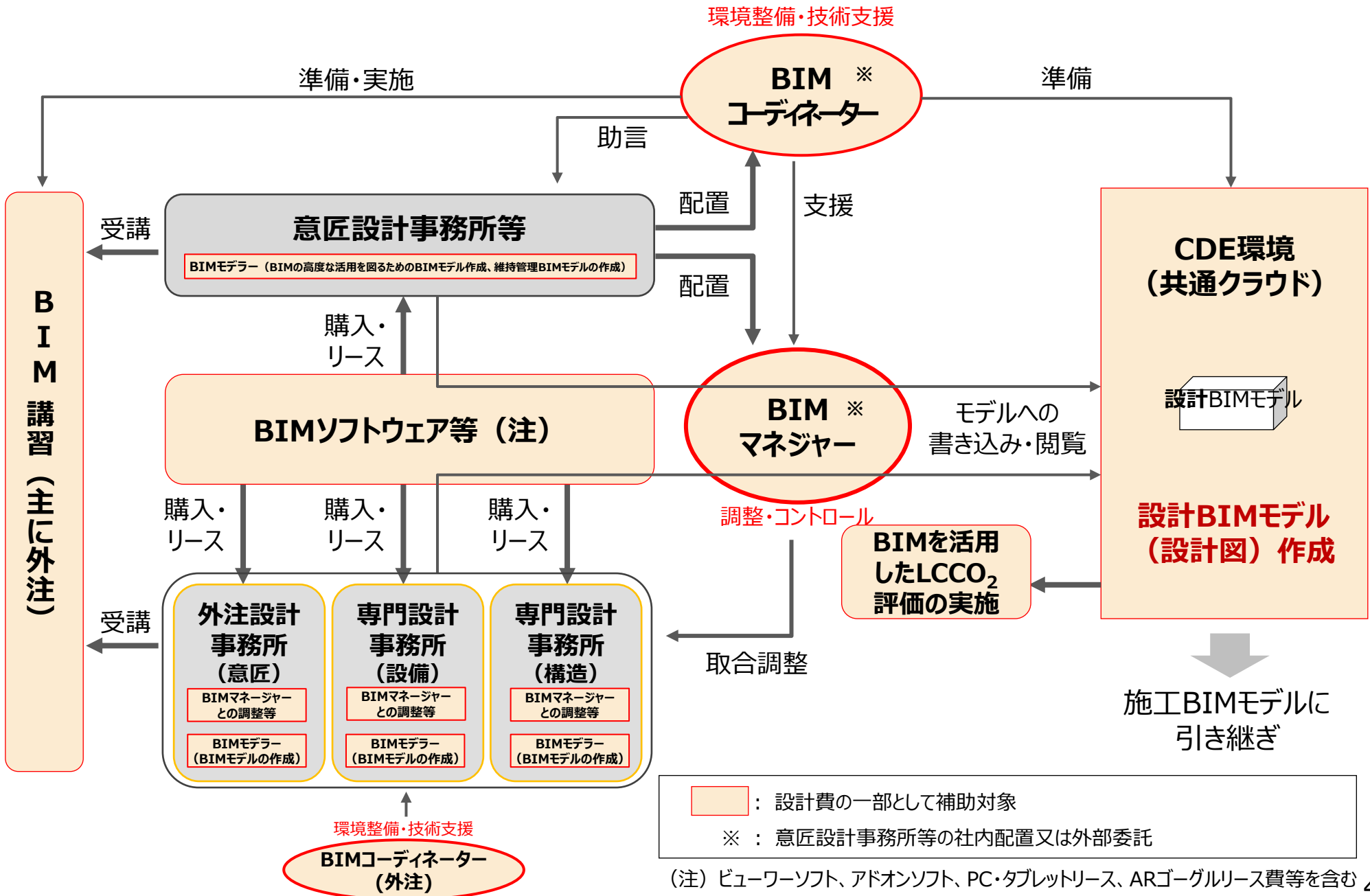
見直し項目	令和7年度事業	令和8年度事業（案）
BIM図面審査への対応	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>BIM図面審査への対応について補助可能に追加。</li> <li>※モデル作成、図書の作成、申告書、社内テンプレートの作成、講習費用等も含む。</li> <li>※高度な活用において、BIM図面審査への対応を追加。</li> </ul>
協力事業者における補助限度額引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力事業者におけるBIMコーディネーター人件費、BIMマネージャー人件費の補助上限を100万円とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力事業者におけるBIMコーディネーター人件費、BIMマネージャー人件費の補助上限は500万円とする。</li> <li>※設計においては、BIM図面審査を行うものについては、上限を設けない。</li> </ul>
BIMモデル作成費の上限額引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>BIMモデル作成費の合計額の補助上限を1,000万円とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>BIMモデル作成費の合計額の補助上限は1,000万円。</li> <li>※設計においては、BIM図面審査を行うものについては、上限を設けない。</li> </ul>
LCCO <sub>2</sub> 評価実施型の対象の拡大①	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定する建築物の用途は、非住宅又は共同住宅とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定する建築物の用途は問わない。</li> </ul>
LCCO <sub>2</sub> 評価実施型の対象の拡大②	<ul style="list-style-type: none"> <li>増改築、修繕等を行う建築物のLCCO<sub>2</sub>評価を実施する場合は、既存部分も含めた建築物全体で算定する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存部分も含めた建築物全体で算定する場合、増改築や修繕等を行う部分のみを算定する場合のいずれかを明示。</li> </ul>
災害リスクエリアの対象除外範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の要件等を満たす建築物を対象外とする。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅</li> <li>「災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域または地すべり防止区域と重複する区域に限る）」に立地する住宅</li> <li>「市街化調整区域」であって「土砂災害警戒区域」もしくは「浸水想定区域」に立地する住宅</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の要件等を満たす建築物を対象外とする。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①～③左記と同様</li> <li>④「建築基準法の構造規制等を追加的に課している災害イエローゾーン（災害危険区域かつ浸水想定区域（浸水深3m以上）及び災害危険区域かつ土砂災害警戒区域）」かつ「災害危険区域」の重複エリアに立地する住宅</li> </ol> </li> </ul>

要件の拡充

要件の見直し



# 建築GX・DX推進事業(BIM活用型)体制イメージ【設計】





# 建築GX・DX推進事業(BIM活用型) サマリー①

○BIM活用に取り組む元請事業者等（意匠設計事務所・ゼネコン等）を公募し、「代表事業者」として登録。

▶ 準備が整ったプロジェクトから**交付申請**（予算額を超える場合は先着順に仮受付となります。）

## 【補助要件】

- 元請事業者等が、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること（2社以上が要件）
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあつては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 次の要件に該当する建築物であること ▶耐火/準耐火建築物等 ▶省エネ基準適合 ▶土砂災害特別警戒区域外等（住宅）
- BIMモデルを作成した上でLCCCO<sub>2</sub>評価を実施する場合は、算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）

○BIMモデル作成に係る以下の対象経費の1/2を設計調査費及び建設工事費として補助。

※元請事業者等及びプロジェクトに参加する専門設計事務所又は専門工事業者がBIMモデル作成に要した経費が対象。

## 【補助対象経費】

- **BIM導入費**（ソフトウェア費等）
- **BIMコーディネーター等費**  
（BIMコーディネーター、BIMマネージャー、BIM講習に係る費用）
- **BIMモデラー費用**  
（一定のBIMモデル作成費用、BIMマネージャーをサポートするBIMモデラー費用（施工BIMに限る））

## 【補助上限額】

延べ面積	設計費	建設工事費
10,000㎡未満	25,000千円	40,000千円
10,000㎡以上、 30,000㎡未満	30,000千円	50,000千円
30,000㎡以上	35,000千円	55,000千円

○BIMモデルを作成した上でLCCCO<sub>2</sub>評価を実施する場合は、上記に加え、LCCCO<sub>2</sub>評価の実施に要する費用を500万円を上限に補助。

※LCCCO<sub>2</sub>評価に必要なCO<sub>2</sub>原単位も策定する場合の上限額は400万円を加算。

○書類提出は**代表事業者が取りまとめ**。（交付決定や補助金支払いは実際に費用を要した各事業者単位で処理。）

※専門工事業者等が要したBIMライセンス費等に対する補助金は、**元請事業者等を通さずに事務事業者から直接支払い**。

○完了実績報告までに作成した**設計BIMモデル又は施工BIMモデルにより出来高を確認**。

赤字・黄色マーカー：R7事業からの主な変更点

BIMモデル作成費

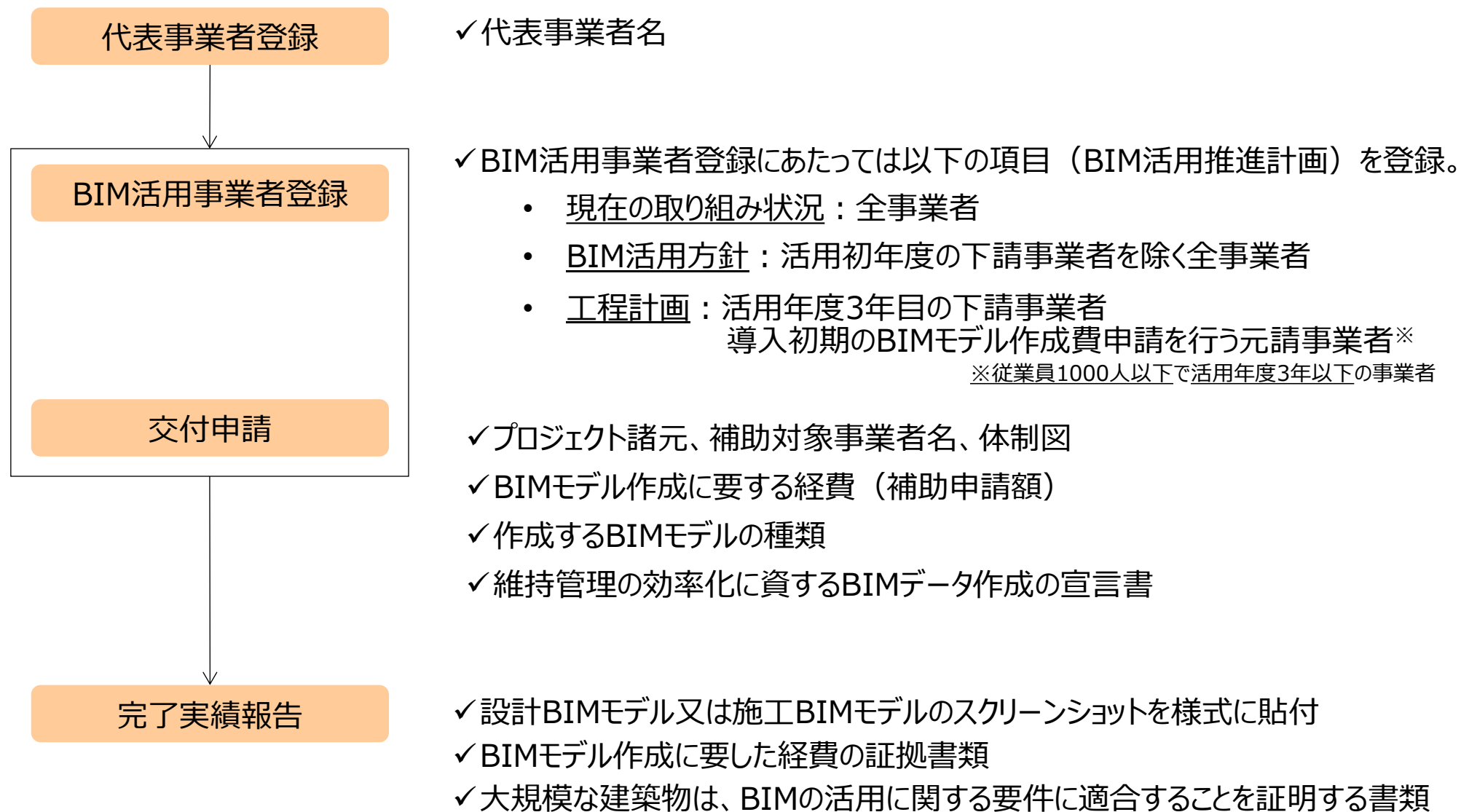
項目	含まれる経費
<b>BIMライセンス等費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BIMソフトウェア利用費（ビューワーソフト、アドオンソフトの利用費、BIMモデルを利用するためのPC・タブレット・ARゴーグル等周辺機器のリース費等を含む）</li> <li>・CDE環境(共通クラウド)構築費・アクセス費</li> </ul>
<b>BIMコーディネーター等費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BIMコーディネーター人件費・委託費 ※ 協力事業者が直接、BIM環境整備に係る業務を委託する場合の委託料（<b>事業者あたり、上限500万円[P]</b>※）</li> <li>・BIMマネジャー人件費・委託費 ※ 元請のBIMマネジャーとの調整等に要する協力事業者の担当者の人件費（<b>事業者あたり、上限500万円[P]</b>※）</li> <li>・BIM講習に要する委託費・人件費・諸経費</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事業者あたり、合計で上限1,000万円※</div> <b>BIMモデラー費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入初期のBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 ※活用年度3年目以下の下請事業者または従業員1000人以下で活用年度3年以下の元請事業者が対象。</li> <li>・BIMの高度な活用を図るためのBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費</li> <li>・維持管理BIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費（発注者に提供する場合に限る）</li> <li>・BIMマネジャーをサポートするBIMモデラー委託費</li> </ul>

※設計においては、BIM図面審査を行うものについては、上限を設けない。【P】

LCCO<sub>2</sub>評価

項目	含まれる経費
<b>LCCO<sub>2</sub>算定に要する費用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LCCO<sub>2</sub>算定に要する人件費</li> <li>・LCCO<sub>2</sub>算定に必要なCO<sub>2</sub>原単位の策定に要する人件費</li> </ul>

○ 事業の流れ及び主な提出物は概ね以下のとおり。



大規模な新築プロジェクトにあっては、「業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと」とされている。  
単なる3Dモデリングにとどまらず、シミュレーション、データ連携、施工支援、維持管理への展開など、BIMの応用的・高度な利活用を含む。

赤字・黄色マーカー：R7事業からの主な変更点

## 高度な活用の例

- ・ クラウド上でのモデル共有等による関係者間の高効率なコミュニケーションや合意形成における活用
- ・ 環境影響に対する設計最適化等のシミュレーションにおける活用
- ・ BIMデータの重ね合わせによる干渉チェック等の整合確認における活用
- ・ 工事計画モデル等を用いた施工現場における安全管理や工程管理における活用
- ・ 重機や車両の配置、資材搬送計画等の施工計画における活用
- ・ 建機と連動した ICT 施工等の工事管理における活用
- ・ モデルデータと連携した部材加工や製品検査における開発
- ・ **BIM図面審査における活用【P】**

# BIM活用事業者登録制度(対象事業者)

- 全事業者は①BIM活用方針、②工程計画について**現在の取り組み状況**を入力。
- 活用年度・事業者規模に応じて事業完了後3年後の目標を登録し、当該年度および事業完了後3年間、毎年度進捗状況について報告を求める。
- ✓ 元請事業者（代表事業者）であって、導入初期のBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費※を補助対象として申請する場合にあっては、②工程計画を登録することを要件とする。

※元請け事業者の対象は従業員1000人以下で活用年度3年以下の事業者

全事業者			
①BIM活用方針 } 現在の取組状況（前年度時点）について登録 ②工程計画			
↓ 上記に加え、活用年度・事業者規模に応じて下記内容について事業完了後3年後の目標を登録 ↓			
活用年度	元請事業者 (導入初期のモデル作成費申請なし)	元請事業者 (導入初期のモデル作成費申請あり)	下請事業者（協力事業者）
1年目	①BIM活用方針	①BIM活用方針 ②工程計画	—
2年目	①BIM活用方針	①BIM活用方針 ②工程計画	①BIM活用方針
3年目	①BIM活用方針	①BIM活用方針 ②工程計画	①BIM活用方針 ②工程計画

# BIM活用推進計画の入力内容

活用目的		登録項目C			
	登録項目		現在の取組状況	事業完了後3年後の目標	
① BIM活用方針	1年間に受託する案件のうち、BIMを活用する案件の割合		%	%	
	BIMを活用できる人数の割合		%	%	
	BIMの活用フェーズ	①企画・基本計画	登録項目A	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		②基本設計(意匠)		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		③基本設計(構造)		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		④基本設計(機械設備)		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑤基本設計(電気設備)		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑥実施設計(意匠)		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑦実施設計(構造)		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑧実施設計(機械設備)		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑨実施設計(電気設備)		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑩積算		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑪施工計画の作成		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑫施工図の作成		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑬発注に向けた数量算出		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑭BIMデータ受け渡しによる発注		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑮BIMデータを活用した部材の製作		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑯工程管理		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑰工事監理		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑱維持管理に向けたBIMデータ引渡し		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
⑲維持管理			未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化	
② 工程計画	環境整備	①BIM専門の部署の設置	未導入、導入済	未導入、導入済 (自由入力)	
		②社内ルール、マニュアル等の整備	未導入、導入済	未導入、導入済 (自由入力)	
		③自社独自のオブジェクト、テンプレート等の導入	未導入、導入済	未導入、導入済 (自由入力)	
		④BIMに関する教育	未導入、導入済	未導入、導入済 (自由入力)	

・①活用方針に対応した内容とすること

- ・ 下請事業者（活用年度1年目）⇒ Aを登録
- ・ 元請事業者（導入初期のモデル作成費申請なし）、下請事業者（活用年度2年目）⇒ A・Bを登録
- ・ 元請事業者（導入初期のモデル作成費申請あり）、下請事業者（活用年度3年目）⇒ A・B・Cを登録

当該年度、事業完了後3年間  
において報告

- LCCO<sub>2</sub>評価に取り組む事業者（意匠設計事務所・ゼネコン、発注者）を公募し、「事業者」として登録。  
▶準備が整ったプロジェクトから**交付申請**（予算額を超える場合は先着順に仮受付となります。）

## 【補助要件】

- ・算定ツールは資材製造段階、施工段階等の区分でライフサイクルカーボンを算定可能で、統計値等から数量が得られない場合等は、合理的なシナリオのもとで算定可能なものとする。
- ・算定時点は、基本設計完了時、実施設計完了時（着工時）又は竣工時とする ・建築物の用途は問わない。
- ・算定結果を国土交通省等に報告すること。 ・国土交通省等による調査に協力すること。
- ・次の要件に該当する建築物であること。 ▶土砂災害特別警戒区域外等（住宅）  
  
算定に必要な原単位等も策定する場合は、以下の要件も満たすこと。
- ・策定した原単位の当該建築物のLCCO<sub>2</sub>評価に活用すること ・策定した原単位等を公開すること。

- LCCO<sub>2</sub>評価に係る以下の対象経費の定額を設計調査費及び建設工事費として補助。

- ・ LCCO<sub>2</sub>評価に要する費用（人件費）

- ・ CO<sub>2</sub>原単位等策定に要する費用

（CO<sub>2</sub>原単位等策定に係る人件費、CO<sub>2</sub>原単位等策定に必要なデータベース利用費、第三者検証費用、CO<sub>2</sub>原単位等公開費用、CO<sub>2</sub>原単位等の策定に係る算定ツール利用料）

- LCCO<sub>2</sub>評価の実施に要する費用を650万円を上限に補助。
- LCCO<sub>2</sub>評価に必要なCO<sub>2</sub>原単位等も策定する場合の上限額は、策定した一の原単位等につき400万円を加算（一事業者当たり原単位等策定について加算可能な額は1,000万円まで）。
- 書類提出は**事業者ごとに行う**。なお、LCCO<sub>2</sub>評価に係る補助申請を行う事業者と他の事業者が連携しCO<sub>2</sub>原単位等を策定することも可能であるが、LCCO<sub>2</sub>評価主体の事業者がとりまとめて補助申請する必要がある。
- 完了実績報告までに実施した**LCCO<sub>2</sub>評価結果により出来高を確認**。

項目	含まれる経費
<p><b>LCCO<sub>2</sub>評価に要する費用</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LCCO<sub>2</sub>評価に係る人件費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 他の事業者へ委託した場合は、当該委託費のうち人件費相当分が補助対象となり、委託費の内訳を示す書類（人工・作業時間等を示したもの）の提出が必要となります。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>CO<sub>2</sub>原単位整備に要する費用</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO<sub>2</sub>原単位等の策定に係る人件費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 他の事業者へ委託した場合は、当該委託費のうち人件費相当分が補助対象となり、委託費の内訳を示す書類（人工・作業時間等を示したもの）の提出が必要となります。</li> </ul> </li> <li>・CO<sub>2</sub>原単位等策定に必要なデータベース利用費</li> <li>・第三者検証費用</li> <li>・CO<sub>2</sub>原単位等公開費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 例えば、EPDプログラムの加盟料が該当します。</li> </ul> </li> <li>・CO<sub>2</sub>原単位等の策定に係る算定ツール利用料</li> </ul>

# 建築GX・DX推進事業(LCCO<sub>2</sub>評価実施型)

○ 事業の流れ及び主な提出物は概ね以下のとおり。

- ✓ LCCO<sub>2</sub>評価を実施する場合  
(BIMモデルを作成した上でLCCO<sub>2</sub>評価を実施する場合も同様)
- ◆ LCCO<sub>2</sub>評価とあわせて、算定に必要なCO<sub>2</sub>原単位等も策定する場合

事業者登録※



交付申請



完了実績報告

✓ 事業者名

※ 事業者登録してから完了実績報告の間に生じた、LCCO<sub>2</sub>評価に要する費用が補助対象となるため、まずは事業者登録が必要です。

✓ LCCO<sub>2</sub>評価を行う建築物の概要

✓ LCCO<sub>2</sub>評価に要する費用 (交付申請額)

- ◆ 原単位等を策定する建材・設備の概要
- ◆ 原単位等の策定に係る関係者・業界団体等 (構想段階でも可)
- ◆ 原単位等の策定に係る検討及び原単位等の公開スケジュール
- ◆ 原単位算定に当たり参照するCO<sub>2</sub>原単位算定ルール
- ◆ CO<sub>2</sub>原単位等策定に要する費用 (交付申請額) 等

✓ LCCO<sub>2</sub>評価結果

✓ 算定者の属性

✓ 算定目的、算定結果の活用等に係るアンケート

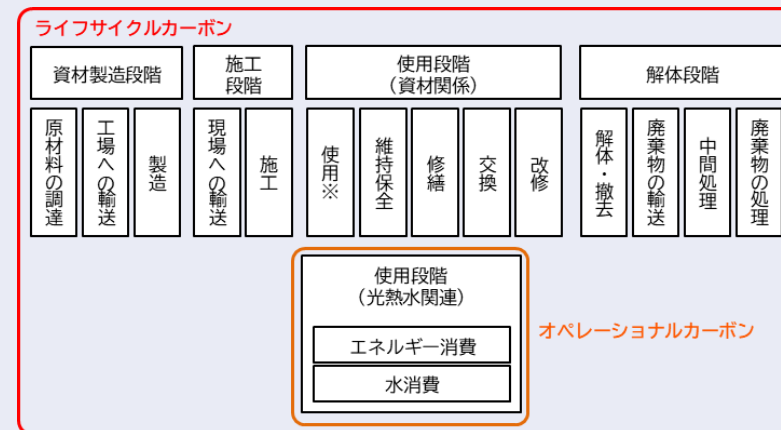
- ◆ 策定した原単位等の公開情報 (HP等の写しで可)
- ◆ 策定したCO<sub>2</sub>原単位等を建築物のLCCO<sub>2</sub>評価に活用した旨が分かる書類 等

赤字・黄色マーカー：R7事業からの主な変更点

## LCCO2評価を実施する場合（BIMモデルを作成した上でLCCO2評価を実施する場合も同様）

### 使用する算定ツール

資材製造段階、施工段階、使用段階（資材関連）、使用段階（光熱水関連）、解体段階の **5つの区分に分けた形**で、かつ、算定に当たり一次データ及び統計値から数量が得られない場合等は、**合理的なシナリオのもとで算定可能なツール**。



### 算定時点

①基本設計完了時、②実施設計完了時（着工時）、③竣工時のいずれか（複数の段階で算定を行うことも可）。

### 算定する建築物

**建築物の用途は問わず**、事業者登録以降、全部又は一部の建設工事（**新築、増改築、修繕等**）を行うもの。

### 算定結果の報告・提供

完了実績報告時に、**算定結果の報告が必要**。  
J-CATにより算定した場合には、実施支援室からIBECs及びゼロカーボンビル（LCCO2ネットゼロ）推進会議に対し、匿名処理した**算定結果報告用シートを提供**。

### 算定結果の公表

算定結果を統計処理し、個別の建築物が特定されないようにした上で、**国土交通省において公表**。

### 調査協力

事業期間又は終了後、必要に応じて国土交通省等が実施する**調査への協力が必要**。

### 推奨する算定

- ・J-CATによる算定の場合、標準算定法よりも**詳細算定法の算定を推奨**する。
- ・①基本設計完了時又は②実施設計完了時（着工時）の算定よりも、**③竣工時の算定を推奨**する。

# CO<sub>2</sub>原単位等整備に係る要件

LCCO<sub>2</sub>評価とあわせて、算定に必要なCO<sub>2</sub>原単位等も策定する場合は、LCCO<sub>2</sub>評価を実施する場合の要件に加え、以下の要件にも適合する必要がある。

LCCO <sub>2</sub> 評価とあわせて、算定に必要なCO <sub>2</sub> 原単位等も策定する場合	
算定結果の公表	完了実績報告までに、 <b>策定事業者においてCO<sub>2</sub>原単位等を公表。</b>
調査協力	事業期間又は終了後、必要に応じて国土交通省等が実施する <b>調査への協力が必要。</b>
対象となる原単位等	<p>以下のいずれかが対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EPD (Environmental Product Declaration) (ISO14025 および ISO21930に準拠し作成されるものに限る) 又はCFP (Carbon Footprint of Products) (ISO 14067:2018に準拠し作成され、第三者レビューを受けるものに限る)</li> <li>・CFP (ISO 14067:2018に準拠し作成され、第三者レビューを受けないもの)</li> <li>・PCR (Product Category Rule) (ISO 14025とISO/TS 14027 に準拠し策定されるものに限る。)</li> <li>・PCR以外のCO<sub>2</sub>原単位算定ルール (CO<sub>2</sub>原単位の算定に当たり、業界団体が策定する一連の規則、要求事項をまとめたもの)</li> </ul> <p>※いずれも「建築物のライフサイクルカーボン評価のための建材・設備CO<sub>2</sub>等排出量原単位整備に係る当面の方針」に準拠し策定されるものに限る。</p> <p>※詳細については、募集要領公開後、ご確認下さい。</p>

# 令和7年度建築GX・DX推進事業の活用実績

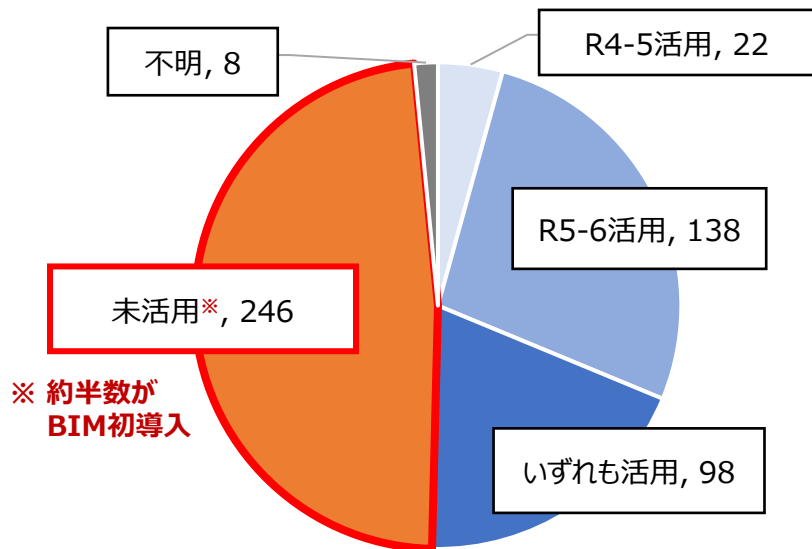
○ 今年度は約500PJにおいて、約500以上の事業者が活用。そのうち約半数が、新たに事業へ参加。

## 申請実績（令和8年2月末時点）

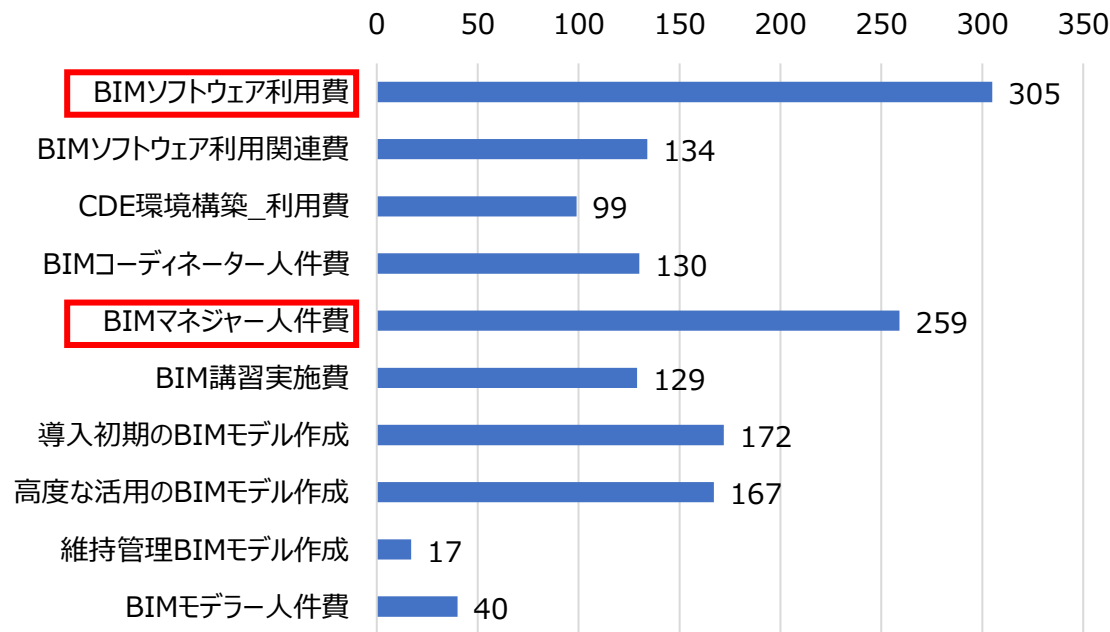
申請PJ件数（件）	R6補正予算			R7当初予算		
	BIM活用型	うち、LCAも実施	LCA実施型	BIM活用型	うち、LCAも実施	LCA実施型
	50	1	-	432	28	25

## 活用事業者の内訳（令和8年1月末時点）

本事業の活用経験の内訳  
(N=512、単位：者)



申請費用別事業者数 (N=512、単位：者、複数回答可)



# 建築GX・DX推進事業 スケジュール【P】

- 令和8年4月より、代表事業者となる元請事業者等（設計事務所・ゼネコン等）を公募します。公募開始後「代表事業者」として登録し、準備が整ったプロジェクトから随時交付申請を行って下さい。
- 補助対象となるのは、代表事業者登録から事業者毎の設計・施工の業務の完了までの間に発生した費用（完了実績報告までに発生した費用）です。
- 完了実績報告までに作成した設計BIMモデル又は施工BIMモデルにより出来高を確認し、補助金を交付します。

※補助対象期間等については、国会における予算審議の状況により、変更が生じる場合があります。

